別添2 報告スケジュール

決算期	四半期ごとのフォローアップ									
	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		申告期限	報告提出
	対象期間	フォローアップ 実施時期	対象期間	フォローアップ 実施時期	対象期間	フォローアップ 実施時期	対象期間	フォローアップ 実施時期	【参考】	期間
4月	5~7月	8月	8~10月	11月	11~1月	2月	2~4月	5月	6月末	1月中
5月	6~8月	9月	9~11月	12月	12~2月	3月	3~5月	6月	7月末	
6月	7~9月	10月	10~12月	1月	1~3月	4月	4~6月	7月	8月末	
7月	8~10月	11月	11~1月	2月	2~4月	5月	5~7月	8月	9月末	
8月	9~11月	12月	12~2月	3月	3~5月	6月	6~8月	9月	10月末	
9月	10~12月	1月	1~3月	4月	4~6月	7月	7~9月	10月	11月末	
10月	11~1月	2月	2~4月	5月	5~7月	8月	8~10月	11月	12月末	7月中
11月	12~2月	3月	3~5月	6月	6~8月	9月	9~11月	12月	1月末	
12月	1月~3月	4月	4~6月	7月	7~9月	10月	10~12月	1月	2月末	
12月 (個人)	1月~3月	4月	4~6月	7月	7~9月	10月	10~12月	1月	3月15日 (個人)	
1月	2~4月	5月	5~7月	8月	8~10月	11月	11~1月	2月	3月末	
2月	3~5月	6月	6~8月	9月	9~11月	12月	12~2月	3月	4月末	
3月	4~6月	7月	7~9月	10月	10~12月	1月	1~3月	4月	5月末	

フォローアップの実施と報告提出

フォローアップ実施期間 と実施時期

- ・融資実行日の属する四半期の翌四半期から、計画策定日の属する事業年度から5事業年度がフォローアップ期間となる。
- ・四半期毎のフォローアップ実施時期は、基本的には四半期終了の翌月中とするが、中小企業者と金融機関の間で定めて差し支えない(例えば、決算日の属する4四半期分は、決算確定(確定申告)後とする等)。

中小企業者からの報告

- ・中小企業者からの報告方法は、必ずしも書面である必要はない。
- 金融機関による記録
- ・金融機関は、中小企業から報告を受けた内容は「フォローアップ報告書(例)」を活用するなどして記録に残す必要がある。

報告提出期間

・決算期が4月~9月の法人は1月中、10月~3月の法人及び個人事業主は7月中に保証協会に報告する。計画策定年度分の報告は計画2年目分の報告とまとめて報告する。完済となった事業年度分の報告は不要(計画2年目に完済となった場合、計画策定年度分のみを報告する必要はない)